

令和7年度企業誘致活動デジタル化推進委託業務プロポーザル審査要領

令和7年度企業誘致活動デジタル化推進委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和7年度企業誘致活動デジタル化推進委託業務プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

(1) 業務に対する考え方	(20点)
(2) 広告プラン	(50点)
(3) スケジュール及び実施体制	(20点)
(4) 経費見積書	(5点)
(5) 業務実績	(5点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

- (1) 日程及び会場
令和7年4月10日（木） オンラインで実施（Zoom）
- (2) プレゼンテーション
 - ① プレゼンテーションの時間は1社30分とします。
 - ② 集合時間及びプレゼンテーション開始時間は、参加資格通知と併せて個別にご連絡いたします。
 - ③ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、協議を経て、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、審査項目(2)の得点が高い順に候補者と次点者を選定し、点数が同じ場合は見積経費が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 上記(3)、(4)にかかわらず、総合得点が50点未満の場合は、候補者又は次点者として選定しません。